

# 国民健康保険に加入のみなさんへ

へ8月1日から使える新しい保険証を送付します。▼

国民健康保険被保険者証（保険証）を7月下旬に特定記録郵便で、世帯主宛てに送付します。

送付には1週間程度時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

○有効期限  
令和6年7月31日

※次に該当する方は、有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える方  
・1日生まれ

誕生月以降の保険証は、誕生月の前月の月末までに送付します。

・2日以降生まれ  
誕生月の翌月以降の保険証は、誕生月の月末までに送付します。

②75歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証については、誕生月の前月に「茨城県後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。交付の際には、町から通知しますので、ご確認ください。

③国民健康保険税の滞納がある方  
有効期限の短い保険証を発行します。

また、特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納した場合には、保険証を返還していたとき、医療費が全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

○70歳以上の方は、高齢受給者証との兼用証を送付します。

※負担割合が記載されます。



※「兼高齢受給者証」の文字が明記されています。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
☎(84)1965(直通)

# 後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

へ8月1日から使える新しい保険証を送付します。▼

茨城県後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）を7月下旬に特定記録郵便で、個人宛てに送付します。

送付には1週間程度の時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

・有効期限 令和6年7月31日  
・保険証の色 紺色

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を申請してください

令和5年度に住民税非課税世帯となった方は、町へ申請してください。医療機関の窓口に表示することで、負担が軽減されます。すでに減額認定証をお持ちの方で、新年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、手続き不要です。

○お問い合わせ  
町民税務課

【資格】町民G

☎(84)1965(直通)

【保険料】税務G

☎(84)1966(直通)

○制度内容や手続きの詳細は、こちらから▼



(茨城県後期高齢者医療広域連合ホームページ)



こちらの封筒が届きます。